

施政方針 予算

今年度の補正後予算の概要と福智町の財政状況をご紹介します。



依然として厳しい町財政

自主財源の根幹をなす「町税」は、16億円程度を見込んでいますが、エネルギー等物価高騰による景気後退で、さらに財政が厳しくなると思われる。歳入の約3割を占める交付税は、平成25年度の53億2千万円と比べ、3億4千万減の49億8千万円になると分析。「ふるさと寄附金」は、前年度に大幅な増額となった状況を踏まえ、前年度6月補正と比較し、10億円増の20億円と見込んでいます。ただし、この内3分の2に相当する約14億円については返礼品などの必要経費に充てるため、一般財源へ充てられる実際の金額は多くを見込めません。

統廃合を進め経費削減へ

歳出面では、平成29年度から財政健全化に向けて予算の縮減に努めていますが、令和5年度予算では、社会教育施設再整備事業に加え、緊急浚渫推進事業、町道整備事業、農村環境整備事業などの新規事業費の計上で、前年度に比べ7.6%増加しています。また、依然として基金と地方債の歳入に占める割合は28.6%と高い水準になっており、さらなる予算縮減が必要不可欠。今後は、合併以後先送りしてきた公共施設の統廃合や各種事業の見直しを進め、財政の健全化に向けて取り組みを強化していきます。

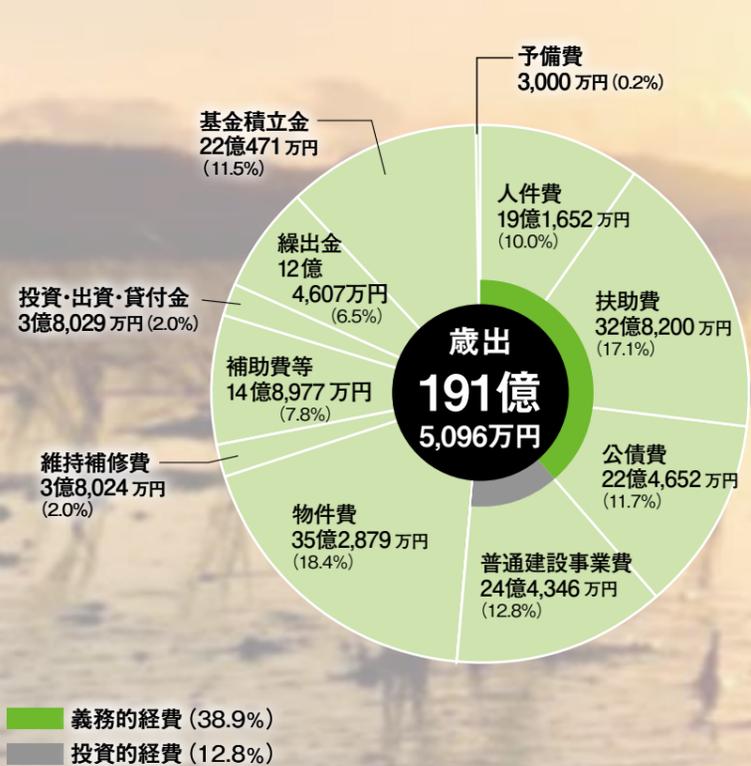
旧町時代の教訓生かして

福智町の一般会計予算は黒字を確保していますが、その実態は地方債の発行と基金の取り崩しによるもの。家計に例えると、借金であるローンを増やし、将来への蓄えである貯金を切り崩しているイメージです。この状態が続けば、今後数年で基金は底をつき、高確率で「財政再生団体」に転落する恐れがあります。福智町の前身である旧赤池・金田・方城町時代に経験した赤字団体へと再び転落することがないよう、町財政の健全化に取り組んでいきます。

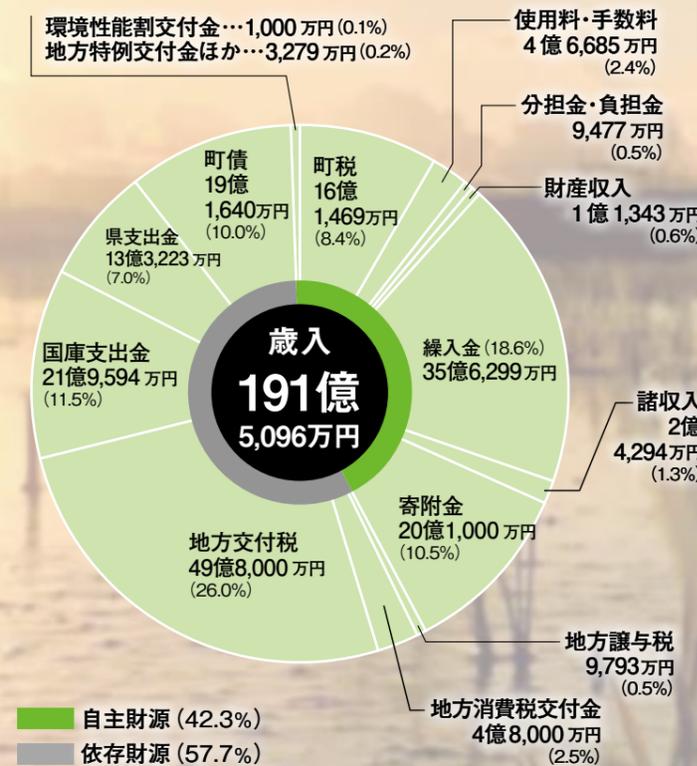
一般会計歳出【目的別グラフ】

議会費	1億2,546万円(0.7%)
総務費	28億7,816万円(15.0%)
民生費	52億5,594万円(27.4%)
衛生費	17億1,354万円(8.9%)
農林水産費	10億478万円(5.2%)
商工費	1億9,981万円(1.0%)
土木費	16億4,735万円(8.6%)
消防費	5億76万円(2.6%)
公債費	22億4,652万円(11.7%)
教育費	13億3,816万円(7.0%)
労働費・災害復旧費・諸支出金・予備費	22億4,049万円(11.7%)

一般会計歳出【性質別グラフ】



一般会計歳入



特別会計予算

特別会計	予算等金額
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,087万円
国民健康保険事業特別会計	27億4,222万円
後期高齢者医療特別会計	3億3,772万円
国民健康保険福智町立診療所事業特別会計	3億5,723万円
田川郡町村公平委員会特別会計	265万円

用語説明

- ▼**一般会計と特別会計**
地方公共団体の会計のうち「一般会計」は基本的・全般的な経費を処理する会計で、「特別会計」は特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して処理するための会計です。
- ▼**歳入**
町税：みなさんに納めていただく「町民税」「固定資産税」「たばこ税」「軽自動車税」などの税金です。
地方交付税：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で「普通交付税」と「特別交付税」があります。「地方交付税」は、団体間の財政力の不均衡をなくし、どの住民にも一定の行政サービスが行えるよう、国税(所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)として集められた財源のうち一定割合の額を、地方公共団体に再配分するものです。
町債：町の借入金(借金)で償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるものの財源にあてられます。
国庫支出金：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。
県支出金：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。
繰入金：積立金(基金)の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。
- ▼**目的別歳出**
地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政上の特色などを知らることができます。
議会費：議会運営のための経費です。
総務費：行政全般の事務などに関わる経費です。
民生費：障がい者、高齢者に対する福祉の充実や子育て支援などの経費です。
衛生費：環境保全、疾病予防、健康増進などの経費です。
農林水産費：農業振興のための支援や生産基盤整備などの経費です。
商工費：商工業や観光の振興などに関する経費です。
土木費：道路や河川、公園、施設建設など社会資本整備のための経費です。
教育費：学校教育・生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。
公債費：事業を行うために借りたお金(町債)の元金・利子や一時借入金(のり)を支払うための経費です。
諸支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各種基金への積立金、土地取得費等があります。
予備費：予算編成の際、予期しなかった支出に対応するための科目です。
- ▼**性質別歳出**
地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分できます。義務的経費は支出が義務づけられている経費で、投資的経費は行政水準の向上にかかる経費です。
人件費：議員報酬、職員給与などです。
物件費：旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費です。
維持補修費：道路や公共施設などを管理するために必要な経費です。
扶助費：社会保障制度の一環として、高齢者、児童、心身障がい者などに対して行う支援のための経費です。
補助費等：町から他の団体などに対して行政上の目的から支払う経費です。報償費(講師謝金等)、役務費(保険料等)、負担金・補助金及び交付金(助成金等)などが該当します。
普通建設事業費：道路や公共施設の新増設に必要とされる経費です。
災害復旧事業費：災害で被災した施設などを復旧するための経費です。
公債費：町の借入金を償還するための経費です。
積立金：財政運営を計画的にするため財源変動に備えて積立てる経費です。
繰出金：一般会計、特別会計、基金との間で、相互に資金運用をするための経費です。